

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

14)

普
款
旬
題

各種借款の得失

三二、六、一〇
経 済 局

ギレンギョウ
フア...

一 世銀借款は借入期間が長期にわたるが、借入手続が煩雑で融資決定に長時間を要するばかりでなく、融資受入後においても厳しい経営上の監督を受けるので、業界では余り歓迎していない（最近ではインパクトローンの貸付も考慮している模様である）。

又借入手続が煩雑なことは、借入コストを一層割高なものとしている。

→その意味では、米國輸出入銀行による借款の方が歓迎されるが、これは米國から物資を輸入するものに限られるので、所謂インパクトローンは認められない。

又融資額は物資引取類の約半分程度に抑えられるのが通例である。

る。

なお棉花借款は特殊のもので、その借入期間は十二カ月である。

三 借入金利、借入期間の最も有利なのは、余剰農産物の受入れであるが、その代り余剰農産物の受入量は米国からの通常輸入量の上積みでなければならぬこと、その輸送には米船を五〇%以上使用しなければならぬという条件が付されている。

四 外銀借款は外国銀行が同行業務の一環として日本側業者の特定プロジェクトに対し借款を与えるものであるが（移住借款は例外的に特定のプロジェクトによらない一括融資の方式をとっている）、借款期間は他に比較して最も短いのが通例である。

又、民間外資も業者間の全くコマーシャルベースに基づくもので、政府としては外資法ないし為替管理法に基く認許可を与える以外、

原則としてこれに介入することはない。

国際通貨基金よりの買入れは、他の借款とは性格が異つてゐる。

即ち外貨資金の不足を補うため基金よりドルその他の硬貨を買入れないし借入れるのであるが、日本のドル出資額の範囲内では、相当額の円貨を基金に払い込んで外貨の買入れを行うため、右範囲内では外貨の買入ができて、その見返り円資金を国内で使用することとはできないことになつてゐる。

各種借款一覽表

(三十一年十二月末現在)

金利	期間	保証	受人条件	受人方式	わが國の受人実績	その他
<p>(实例) 貸付利率 貸付手数料 約定手数料 計</p>	<p>(实例) 最長二六年 最短五年 通常一五(三)</p>	<p>政府保証</p>	<p>経営上の監督を受ける</p>	<p>日本開發銀行の振貸</p>	<p>火力發電 鉄鋼合理化 機械合理化 農業開發 計 七</p>	<p>借入手續が煩雑で融資決定に長期間を要する</p>
<p>國際通貨基金</p>	<p>(別添 参照)</p>	<p>なし</p>	<p>割当額(出資)の二五%を會社の承認を要する 日本出資額 計 一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇</p>	<p>自國通貨(円の貨)と引換えに他の加盟國通貨を買入れる</p>	<p>一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇のポンド買入 一九三三年買入 一九三五年買入</p>	<p>経営上の監督</p>
<p>本國輸出入銀行</p>	<p>五、〇% (实例) 最長二〇年 最短九年</p>	<p>なし</p>	<p>本國からの物輸送に用いられる(従つてインパクト・ローンに認められない)</p>	<p>資輸入代金に關する(従つてインパクト・ローンに認められない)</p>	<p>米國からの物輸送に用いられる(従つてインパクト・ローンに認められない)</p>	<p>提出で足りる</p>

米國輸出 入銀行	余剩農産物	外銀借款
(棉花借款) (第六次分) 三七五	ドル支払分 四〇 円支払分 四〇	(実例) 一、四七五 移住借款 利息 約定手数料 計 一、〇〇〇
(第六次分) 一 二カ月	四〇年 三年据置 半年為賦償	(実例) 二一三年
政府がドル 貨について の交換性を 保証	政府借款	外資法によ るものは政 府が送金保 証
米船五〇 使用	通常輸入の農産物受入の内 上積み 米船五〇 使用	
日本銀行が 借款受入者	戻返り円の内 第一次七〇 が日本備 の使用分	
第一次及び第二次 各四〇百万ドル 第三次より第六次 各六〇百万ドル 累計三三〇百万 ドル(一七七八千億)	第一次(一九五五) 第二次(一九五六) 第三次(一九五七) 第四次(一九五八) 計 一、三〇〇 計 一、三〇〇	米銀 四百百万ドル その他 〇
(実例) パメンカオ アメリカ 電開発会 社 一百万ドル 出光興産 一〇百万ドル ナショナル イバンター 東京 四百万ドル 米銀三行 移住会社 三三百万ドル		

民間外資

（英例）
通常融資
に資本参加する金

（英例）
通常融資
に資本参加する金

総額六〇百万ドル
（その他株式取得
による投資五五
百万ドル）

（本年三
月末）

Charges on Use of Fund Resources

Charges in per Cent per Annum
for Each Period in which Holdings
are in Excess of Quota by (per cent)

	0 - 25	25 - 50	50 - 75	75 - 100
Service Charges5		.5	.5
0 to 3 months	0.0		0.0	0.0
3 to 6 months	2.0		2.0	2.0
1/2 to 1 year	2.0		2.0	2.5
1 to 1-1/2 years	2.0		2.5	3.0
1-1/2 to 2 years	2.5		3.0	3.5
2 to 2-1/2 "	3.0		3.5	4.0
2-1/2 to 3 "	3.5		4.0	4.5
3 to 3-1/2 "	4.0		4.5	5.0
3-1/2 to 4 "	4.5		5.0	
4 to 4-1/2 "	5.0			

参考資料

向一〇別添

対中共貿易方式について

一 現在までの民間貿易協定

最近の日中貿易は、日本側日中貿易促進議員連盟（一九五二年十二月結成。代表理事池田正之補氏）及び日本国際貿易促進協会（一九五四年九月結成。ウイソンの国際貿易促進協議会本部と連携がある。会長故村田省蔵氏。現在副会長山本熊一氏が会長代理をしている。）と、中共側中華人民共和国日本訪問貿易代表団（中国国際貿易促進委員会副主席雷任氏が団長）を当事者として、一九五五年五月東京で締結された所謂第三次日中貿易協定に基づいて運営されてきている。

右協定は、日中それぞれの輸出品を甲、乙、丙に三分類（注）し、同類間の物資の交換により原則として類別に均衡せしめ（同

極秘

5/10

類物資交換原則—片道総額三千万ポンドの進行を約しているが、他に通商代表部の設置、国家銀行間の清算勘定設定等、現在わが国として到底認め得ない非現実的な規定も有している。

右協定の締結については、政府は何等関与しなかつたが、締結後、当時の鳩山総理は、本協定に「支持と協力を与える」旨聲明された上で、右聲明に關する書簡が前記の締結当事者間で交換されている。

本協定は、本来一年の有効期間であつたのを一年間延長し、本年五月三日まで有効ということになつていたが、予定の第四次協定交渉が遅れたため、右期間満了に先立ち、右交渉の当時者となる筈の日本側三団体（前記二団体に加え、日中輸出入組合……政府の意図を受け、一九五四年十二月設立された。組合長南郷三郎

氏……)より交渉開始の暫時延期方を申し入れた。これに対して中共側では、まだ回答を寄せていない趣である。

なお、前述第三次貿易協定に先を立ち、一九五二年六月日本側モスコ―経済会議出席者(帆足計氏他二名)が帰途中共に立寄つた時、中国国際貿易促進委員会との間で、所謂第一次日中貿易協定を結び、また、一九五三年十月、日中貿易促進議員連盟代表及び実業界代表をもつて構成する通商視察団が中共を訪問した際、右団員が中国国際貿易促進委員会との間で所謂第二次日中貿易協定を締結したが、これらは、非現実的な性格が強く、当時の日中貿易の不振の現状からみても、實際的な意義は乏しかつた。

(注)日本側輸出品(主要なもののみ)

甲類 鉄鋼製品、鉄道機材、大型機械、発電設備、船舶(以

上大部分裝輸品)

乙類 化學製品、自動車部品、電気通信器材、精密機械、儀

器、医療機械等(以上一部裝輸品)

丙類 自転車、マシン、雜貨、織織物及び毛織物、落棉

中共側輸出品(主要なもののみ)

甲類 鉄鉱石、銑鉄、石炭、大豆

乙類 米、塩、油脂、豚毛、マダネシアクリンカー

丙類 滑石、豚皮、生漆

→ 民間協定期間中の実績

第一次協定期間中の一年五カ月間の実績は、往復三、〇三〇千ポンド、第二次協定期間中の一年二カ月間の実績は往復二三、二八〇千ポンドで、それぞれ協定額往復六千万ポンドの約五%および約三九%に過ぎなかつたが、第三次協定以後は急速に貿易量が拡大され、当初の一年間（一九五五年五月—一九五六年四月）の実績は往復三八、四一三千ポンドで協定額の約六五%を遂行し、その後の延長期間八カ月についても、往復三九、七七三千ポンド、協定額の約六五%を達成している。

第三次協定の当初の一年間の員中貿易は、中共の大豆、米、塩、石炭等を買進んでわが方の入超を続けて来たが、一協定額片道三千万ポンドに対し、第二次協定期間中の輸出二七%輸入五〇%、

第三次協定当初の一年間の輸出三七％、輸入九一％、その延長期間に入つてからは（一九五六年下半期から）乙類のセメント、機械類の輸出が進展したところ、これに見合う中共側の輸出が（米、塩、油、種子等）頭打ちの状態となり（丙類もほぼこれと同じ出超傾向にあり、甲類は入超であるが、片道取引となつていゝ大豆を除けばその入超額は大きくない。）漸次この傾向が強まつた結果、全体としての日中貿易のバランスが均衡への傾向を辿つていくにかかわらずかかる類別のアンバランスが特に昨年末以来取引量の円滑な発展拡大を阻害する大きな要因となり、このままでは今後の伸長は期待し難い事情となつてきている。

第四回 第四次民間貿易協定についての日本側準備と政府の方針

(1) 問題点

前記のように現在、日中貿易が同類物資交換原則に基き且つ原則としてパーティにより行われ、見返り輸入物資選定種等の事情で最近可成り行詰つているので、第四次協定締結については、三団体は差当り、先ず技術的な問題として

(1) 新貿易計画作成について、同類物資交換原則の修正で、少くとも或る程度品目分類の変更（例えば乙類輸出品の一部を甲類に繰入れる。但し、中共側では大額な入替には容易に応じないものともみられる）を行つた上、個別パーティを緩和する方策を講じ、片道五千万ポンド余りの金額とすること。

(2) 両國為替銀行間のユルレス契約の締結（直接業務関係を樹立

することにより現在のロンドン経由決済を東京、北京間で直接行うことを内容とするがいかなるかたちでもクレジットの付与を認めない。他方中共側では、清算勘定式のものを目指している由であるので、中共側が日本側提案に同意するかどうかについては疑問がある。(一)の二点を中心として準備を進めているが、更に、

(二)民間貿易代表部設置についての指紋問題に集約されている政治的の問題がある。すなわち第四次協定で規定した「外交官待遇」を与えられる常駐代表部の設置については、中共側も一応日本側の立場を了解し、「民間代表部」という線に譲歩したが、指紋免除についての先方の要求は極めて強く、团长副团长等に対し、例外的に指紋押捺免除を認める程度の措置

では満足しないとみられる。なお、裁判管轄権、司法特権等についても当初の治外法権の主張を完全に放棄はしていない趣である。

(2) 三団体の態度

第三次協定期間満了時期を控え、三、四月頃より各団体は色々の動きをみせたが、政治的問題の解決を先決と考える護運は、交渉地を北京とし、他方、技術的なトレード・プランに主眼を置く日中輸出入組合は、予備交渉を東京で行うことを主張した。けだし、護運としては、昨一九五六年十月、右代表として池田正之輔氏等が北京で中国国際貿促南漢宸と日中貿易の一層の促進に関する共同コミュニケを発表、右コミュニケ中で、第三次協定期間内に、民間通商代表部の相互設置を実現するよう努力すべき旨約束している次第もあり、北京に趣いて、先方と先ずこの点を話合おないう限り、第四次協定期間締結のめどがつかないかと判断したものとみられ、一方、日中輸出入組合としては、

第四次協定を機会に、日中貿易に關するイニシアテイヴを取得すべく、かねて通産省との連絡の下にトレード・プラン綜合パイプ方式等の構想を練つていた経緯もあり、日本政府の指導を受け易い東京を希望したものとみられる。

なお、三団体としては、当然第三次協定有効期間内に交渉に入る予定であつたが、三団体の足並の不揃（特に藤連内の池田正之輔氏を廻る対立及び自民党、社会党内の対立）及び、中共側の正確な意図が不明のため（中共側では、第四次協定締結について積極的な意思表示をしない一方、当初の主張を何も譲つていない模様）时期的には間に合わなかつた。三団体が暫時交渉開始の延期を中共に申入れたことは、前述のとおりであるが最近中共訪問より帰国した社会党議員団によつて、中共側の意

向として、第四次協定締結前に先ず現協定及び共同コミニケ
に盛りられた前記代表部設置、支払関係の樹立につき定めるべきこ
と、交渉地は「効果のある場所」であればよく、北京を固執す
る必要のないこと等伝えられ、これに基づいて改めて三団体の協
議を迅速に取まとめるべく準備中である。なお、又交渉時期に
ついては、岸外務大臣訪米終了後とすべきであるという意見が
最近政府与党内には強い趣である。

(3) 政府の方針

前述のとおり、日中貿易は、これまですべて民間ベースにて行つて来ており、政府としては日中貿易の円滑な運営につき許される範囲の技術的を協力はするが、中共政府の承認問題をインヴォルヴせざる点に最大の配慮をしている。

現在中共側との交渉に当つているわが方三団体は、極く一部を除き左翼的傾向は少く、議員連盟も大体において超党派的に日本国民の対中共貿易促進に関する要望を代表している。

従つて政府としては、今後第四次協定締結に際しても民間ベースで行うとのラインを変更する意図はないが、商品分類、民間通商代表部の設置、決済方法の合理化等に関しては、随時、日中輸出入組合等を通じて必要な内面指導を行つてゆくこととなる。

日中貿易の推移 (通關統計
一百万以下)

(年次)	(輸出)	(輸入)	(輸出入差)
一九五〇年	一、九六三	三、九三三	入超 一、九七〇
一九五一年	五八三	二、一六一	入超 一、五七八
一九五二年	六〇	一、四九〇	入超 一、四三〇
一九五三年	四五四	二、九七〇	入超 二、五一六
一九五四年	一、九一〇	四、〇七七	入超 三、一六七
一九五五年	二、八五五	八、〇七八	入超 五、二二三
一九五六年	六、七三四	八、三六六	入超 一、六三三
上半期	二、三四一	三、九四七	入超 一、七〇六
下半期	四、四九三	四、四一九	出超 七四
一九五七年 一月三月	一、四〇〇	一、九三六	入超 五三六

一九五五年五月
一九五六年四月
關日中貿易類別與款

〔輸出〕

(實 績)

(達成率)

(協定額の進行率)

甲 類 一、一四八千ドル 三・七% 三・九%

乙 類 二五、七三二 八三・四% 七六・六%

丙 類 三、九七〇 二・九% 一八・九%

計 三〇、八五〇 一〇〇・〇% 三六・七%

〔輸入〕

甲 類 二〇、七七〇千ドル 二七・一% 七〇・六%

乙 類 四八、〇九八 六三・七% 一四三・一%

丙 類 七、八五四 一〇・二% 三七・三%

計 七六、七〇二 一〇〇・〇% 九一・三%

一九五六年日中貿易額類別実績

〔輸出〕

(実 績)

(構成率)

(協定額の遂行率)

甲 類 三、五九三千万ドル 五・三% 一二・三%

乙 類 四四、四一九 〃 六六・〇% 一五二・〇%

丙 類 一九、三二九 〃 二八・七% 九二・〇%

計 六七、五四一 〃 一〇〇・〇% 八〇・〇%

〔輸入〕

甲 類 二七、四六四千万ドル 三三・一% 九五・四%

乙 類 四一、四一三 〃 四九・四% 一二三・二%

丙 類 一四、六〇〇 〃 一七・五% 六九・五%

計 八三、四七七 〃 一〇〇・〇% 九九・三%

〔注〕 上、下半期別実績次のとおり。

〔輸出〕

(上半期)

(下半期)

甲類

一、四五六千ドル

二、一三七千ドル

乙類

一八、九三八

二五、四八一

丙類

三、〇一四

一七、三一〇

合計

二三、四〇八

四四、九三三

〔輸入〕

甲類

一三、七七五千ドル

一四、六九一千ドル

乙類

一九、二五九

二三、一七四

丙類

七、四四六

七、一五三

合計

三九、四六〇

四四、〇一七

(問十二) アジア及び東南アジアの自由諸国に対し、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与える如き措置をとるべきでない。チャイナ・デフエレンシャルの全路は、右諸国における防衛、協力をそこない、且つ中共の威信を高める結果となる惧あり。

答 南鮮、ヴェトナム、フィリピン及び台湾は別として、本地域の各国とも、経済水準向上のため中共との貿易を希望しており、現在の統制の不合理が是正され、統制対象が純戦略性を有する品目に限られることとなつても、中共の脅威に対する警戒をゆるめたとの印象を与えることはないと思ふ。また、現在のように西欧各国の統制の足並みが乱れていることは、中共の威信を高めることになるかも知れないが、米國が不合理なチャイナ・デフエレンシ

二

ヤルの廃止に同意し、各国が足並みを揃えて戦略物資の統制を行
い得るよき事態になれば、中共の威信を高めるところか、むしろ、
米國を含む西歐諸國の結束の固さを示すことになると思われ
る。

河。別添

対中共貿易方式について

一 現在までの民間貿易協定

最近の日中貿易は、日本側日中貿易促進議員連盟（一九五二年十二月結成。代表理事池田正之補氏）及び日本国際貿易促進協会（一九五四年九月結成。ウインの国際貿易促進協議会本部と連携がある趣。会長故村田省蔵氏。現在副会長山本熊一氏が会長代理をしている。）と、中共側中華人民共和國日本訪問貿易代表團（中国国際貿易促進委員会副主席曹任氏が团长）を当事者として、一九五五年五月東京で締結された所謂第三次日中貿易協定に基いて運営されてきている。

右協定は、日中それぞれの輸出品を甲、乙、丙に三分類（注）し、同類間の物資の交換により原則として類別に均衡せしめ、同

極秘

9/10

類物資交換原則一片道總額三千万ポンドの遂行を約しているが、他に通商代表部の設置、國家銀行間の清算協定設定等、現在わが國として到底認め得ない非現実的な規定も有している。

右協定の締結については、政府は何等関与しなかつたが、締結後、当時の鳩山總理は、本協定に「支持と協力を与える」旨聲明された上で、右聲明に関する書簡が前記の締結当事者間で交換されている。

本協定は、本来一年の有効期間であつたのを一年間延長し、本年五月三日まで有効ということになつていたが、予定の第四次協定交渉が遅れたため、右期開議了に先立ち、右交渉の当時者となる管の日本側三団体（前記二団体に加え、日中輸出入組合）；政府の意図を受け、一九五四年十二月設立された。組合長雨野三郎

氏……一より交渉開始の暫時延期方を申し入れた。これに対して中共側では、まだ回答を寄せていない態である。

なお、前述第三次貿易協定に先立ち、一九五二年六月日本側モスコ―経済会議出席者（執尾計氏他二名）が帰途中共に立寄つた時、中国國際貿易促進委員会との間で、所謂第一次日中貿易協定を結び、また、一九五三年十月、日中貿易促進議員連盟代表及び實業界代表をもつて構成する通商視察団が中共を訪問した際、右団員が中国國際貿易促進委員会との間で所謂第二次日中貿易協定を締結したが、これらは、非現実的な性格が強く、当時の日中貿易の不振の現状からみても、實際的な意義は乏しかつた。

（注）日本輸出品（主要なもののみ）

甲類 鉄鋼製品、鉄道器材、大型機械、発電設備、船舶（以

上大部分類輸品)

乙類 化學製品、自動車部品、電気通信器材、精密機械、儀

器、医療機械等(以上一部類輸品)

丙類 自転車、マシン、雜貨、雜織物及び毛織物、落棉

中共輸出品(主要なもののみ)

甲類 鉄鉱石、錐鉄、石炭、大豆

乙類 米、塩、油脂、豚毛、マダネシアクリンカー

丙類 滑石、豚皮、生漆

与民間協定期間中の実績

第一次協定期間中の一年五カ月間の実績は、往復三、〇三〇千ポンド、第二次協定期間中の一年二カ月間の実績は往復二三、二八〇千ポンドで、それぞれ協定額往復六千万ポンドの約五割および約三九割に過ぎなかつたが、第三次協定以後は急速に貿易量が拡大され、最初の一年間（一九五五年五月—一九五六年四月）の実績は往復三八、四一三万ポンドで協定額の約六五割を遂行し、その後の延長期間八カ月についても、往復三九、七七三万ポンド、協定額の約六五割を達成している。

第三次協定の当初の一年間の日本貿易は、中興の大豆、米、塩、石灰等を買進んでわが方の入超を減けて来たが、（協定額片道三千万ポンドに対し、第二次協定期間中の輸出二七割輸入五〇割、

第三次協定当初の一年間の輸出三七〇、輸入九一〇、その延長期間に入つてからは一一九五六年下半期から一乙類のセメント、機械類の輸出が進展したところ、これに見合ふ中共貨の輸出が（米、塩、油、種子等）一類打ちの状態となり一丙類もほぼこれと同じ出超傾向にあり、甲類は入超であるが、片邊取引となつてゐる大豆を除けばその入超額は大きくない。一類次この傾向が顕まつた結果、全体としての日中貿易のバランスが均衡への傾向を辿つてゐるにかかわらずかかる一類のアンバランスが特に昨年末以来取引の円滑な進展を阻害する大きな要因となり、このままでは今後の伸長は期待し難い事情となつてきている。

第四回民間貿易協定についての日本側準備と政府の方針

(1) 問題点

前記のように現在、日中貿易が同類物資交換原則に基き且つ原則としてパートナーにより行われ、是より輸入物資選定難等の事情で最近可成り行詰つてゐるので、第四次協定締結については、三団体は差当り、先ず技術的な問題として

(1) 新貿易計画作成について、同類物資交換原則の修正で、少くとも或る程度品目分類の変更（例えば乙類輸出品の一部を甲類に繰入れる。但し、中共側では大幅な入替には容易に応じないものとみられる）を行つた上、個別パートナーを緩和する方策を講じ、片道五千万ポンド余りの金額とすること。

(2) 両國為替銀行間のコルレス契約の締結（直接業務関係を樹立

することにより現在のロンドン經由決済を東京、北京間で直接行うことを内容とするが、いかなるかたちでもクレジットの付手を認めない。他方中共側では、清算協定式のもの希冀している由であるので、中共側が日本側提案に同意するかどうかについては疑問がある。(一)の二点を中心として準備を進めているが、更に、

(二)民間貿易代表部設置についての指紋問題に集約されている政治的な問題がある。すなわち第四次協定で規定した「外交官待遇」を与えられる常駐代表部の設置については、中共側も一応日本側の立場を了解し、「民間代表部」という線に踏みしたが、指紋危険についての先方の要求は極めて強く、团长、團長等に対し、例外的に指紋押捺危険を認める程度の措置

では満ちしないとみられる。なお、裁判管轄権、司法特権等
についても最初の治外法権の主張を完全に放棄はしてい
ない。
である。

(2) 三団体の態度

第三次協定期間満了時期を控え、三、四月頃より各団体は色々の動きをみせたが、政治的問題の解決を先決と考える機運は、交渉地を北京とし、他方、技術的なトレード・プランに主眼を置く日中輸出入組合は、予備交渉を東京で行うことを主張した。けれど、機運としては、昨一九五六年十月、右代表として池田正之輔氏等が北京で中露國際貿易促進協議と日中貿易の一環の促進に関する共同ロンドン宣言を発表、右ロンドン宣言中で、第三次協定期間内に、民間通商代表部の相互設置を実現するよう努力すべき旨約束している次第もあり、北京に赴いて、先方と先ずこの点を話し合わねばならず、第四次協定期間のめどがつかぬいと判断したものとみられ、一方、日中輸出入組合としては、

第四次協定を機会に、日中貿易に関するイニシアチブを取得すべく、かねて遼寧省との連絡の下にトレード・プラン総合パ
ーティ方式等の構想を練つていた経緯もあり、日本政府の指導
を受け易い東京を希望したものとみられる。

なお、三団体としては、当然第三次協定有効期間内に交渉に
入る予定でもつたが、三団体の足並の不揃（特に農連内の池田
正之輔氏を避る対立及び自民党、社会党内の対立）及び、中共
側の正確な意図が不明のため（中共側では、第四次協定締結に
ついて積極的な意思表示をしない一方、当初の主張を何も譲つ
ていない模様）締結には間に合わなかつた。三団体が暫時交
渉開始の延期を中共に申入れたことは、前述のとおりであるが
最近中共訪問より帰国した社会党議員団によつて、中共側の意

向として、第四次協定締結前に先ず現協定及び共同コミュニケに盛り込まれた前記代表部設置、支払關係の樹立につき決定するべきこと、交渉地は「勸業のある場所」であればよく、北京を照会する必要のないこと等伝えられ、これに基づいて改めて三國体の協定を迅速に取まとめるべく準備中である。なお、又交渉時期については、岸外務大臣訪米終了後とすべしであるという意見が最近政府身管内には強い趣である。

(四) 政府の方針

前述のとおり、日中貿易は、これまですべて民間ベースにて行つて来ており、政府としては日中貿易の円滑な運営につき許される範圍の技術的な協力はするが、中共政府の承認問題をインダールツセざる点に熱心の配慮をしてゐる。

現在中共側との交渉に當つてゐるわが方三國体は、概く一部を除き左翼的傾向は少く、議員連盟も大体において超黨派的に日本國民の対中共貿易促進に関する要案を代表してゐる。

従つて政府としては、今後第四次協定締結に際しても民間ベースで行ふとのラインを變更する意圖はないが、商品分類、民間通商代表部の設置、決済方法の合理化等に関しては、随時、日中輸出入組合等を通じて必要な内面指導を行つてゆくことと考へる。

日中貿易の推移 (通関統計)
 (一千万円以下)

(年次) (輸出) (輸入) (輸出入差)

一九五〇年 一、九六三 三、九三三 入超 一、九七〇

一九五一年 五八三 二、一六一 入超 一、五七八

一九五二年 六〇 一、四九〇 入超 一、四三〇

一九五三年 四五四 二、九七〇 入超 二、五二六

一九五四年 一、九一〇 四、〇七七 入超 二、一六七

一九五五年 二、八五五 八、〇七八 入超 五、二二三

一九五六年 六、七三四 八、三六六 入超 一、六三二

上半期 二、二四一 三、九四七 入超 一、七〇六

下半期 四、四九三 四、四一九 出超 七四

一九五七年 一、四〇〇 一、九五六 入超 五三六
 一—三月

一九五五年五月
一九五六年四月
日中貿易額別表續

〔輸出〕

(英 鎊)

(港 幣)

(日 圓)

甲類 一、一四八千下 五・七% 三・九%

乙類 二五、七三二 八三・四% 七六・六%

丙類 三、九七〇 二・九% 一八・九%

計 三〇、八五〇 一〇〇・〇% 三六・七%

〔輸入〕

甲類 二〇、七七〇千下 三七・一% 七〇・六%

乙類 四八、〇九八 六三・七% 一四三・一%

丙類 七、八三四 一〇・二% 五七・三%

計 七六、七〇三 一〇〇・〇% 九一・三%

一九五六年日中貿易額類別表

〔輸出〕

(貨 價)

(構成率)

(播定額・進行率)

甲 類 三、五九三、千、下ル 五・三% 一二・二%

乙 類 四四、四一九、 六六・〇% 一三三・〇%

丙 類 一九、五二九、 二八・七% 九二・〇%

計 六七、三四一、 一〇〇・〇% 八〇・〇%

〔輸入〕

甲 類 二七、四六四、千、下ル 三三・一% 九五・四%

乙 類 四一、四一五、 四九・四% 一二三・二%

丙 類 一四、六〇〇、 一七・五% 六九・五%

計 八三、四七七、 一〇〇・〇% 九九・三%

〔注〕 上、下半額別表続次のとおり。

〔輸出〕

(上半年)

(下半年)

甲類 一、四五六千ドル

二、一三七千ドル

乙類 一八、九三八

三五、四八一

丙類 二、〇一四

一七、三一〇

合計 三二、四〇八

四四、九三三

〔輸入〕

甲類 一三、七七五千ドル

一四、六九一千ドル

乙類 一九、三五九

三二、一七四

丙類 七、四四六

七、一五二

合計 三九、四六〇

四四、〇一七

極
秘

(問題二) アジア及び東南アジアの自由贈与に對し、中共の脅威に對する警戒をゆるめたとの印象を与え、如き措置をとるべきでない。チャイナ・デフエレンシャルの全廃は、右諸國における防衛、協力をそこない、且つ中共の威懼を高める結果となる惧あり。

答 南蘇、ヴェトナム、フィリピン及び台湾は別として、本地域の各國とも、經濟水準向上のため中共との貿易を希望しており、現在の統制の不合理が是正され、統制対象が純戰時性を有する品目に限られることとなつても、中共の脅威に對する警戒をゆるめたとの印象を与えないと思ふ。また、現在のよりに西歐各國の統制の足並みが乱れていることは、中共の威懼を高めることになるかも知れないが、米國が不合理なチャイナ・デフエレンシ

ナルの應止に同意し、各國が足並みを揃えて戦時物資の統制を行
い得るよりな事態になれば、中共の戦情を憂ゆるどころか、むしろ
る、米國を含む西歐諸國の結束の固さを示すことになると思われ
る。